

# 三重県子ども・子育て支援事業支援計画

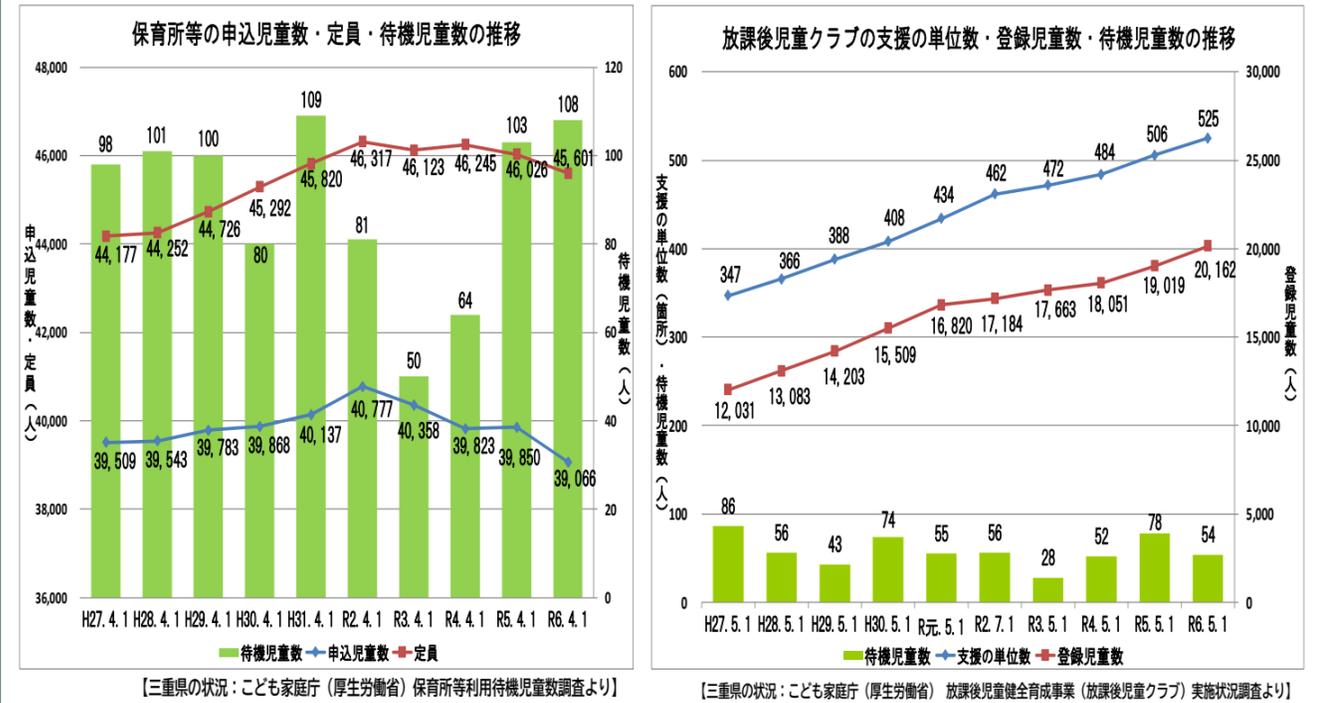
計画期間（第三期）

令和7年度～令和11年度（5年間）

## 計画のポイント

- （1）市町の「子ども・子育て支援事業計画」をふまえて計画を策定**  
 子ども・子育て支援法に基づき、市町及び県は、国が示す基本指針に即して、それぞれ5年を1期とする計画を定めるものとされています。各市町は、今後5年間の量の見込み（事業需要量）及び確保方策（事業供給量）を定めるなど、子ども・子育て支援事業の実施主体として、市町子ども・子育て支援事業計画を策定する一方、県は、市町計画等をふまえ、市町が市町計画に基づく取組を着実に実施できるよう支援するため、県子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。
- （2）法改正をふまえた「地域子ども・子育て支援事業」の促進**  
 令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援に関する事業が創設・拡充されるとともに、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や妊婦・産後ケア等に関する事業が創設され、それぞれ地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。こうした新たな事業も加え、市町が地域の実情に応じ、着実に事業を実施できるよう支援します。
- （3）保育人材の確保及び保育の質の向上に向けた取組の推進**  
 保育所等では、保育士不足が主な要因となって、毎年、待機児童が発生していることから、保育士等の確保を重要な課題と捉え、三重県保育士・保育所支援センターの活用及び人材バンク機能の強化により保育士等の確保に努めます。また、県内の一部の保育所等において不適切保育事案が発生しており、保育の質の確保・向上を図る必要があることから、各種研修の実施や臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーによるアウトリーチの相談支援等に取り組みます。

## 三重県における待機児童数等の状況



## 計画の体系

項目	取組内容
教育・保育に係る量の確保及び一体的な提供等	市町と連携し、教育・保育の受け皿確保を図り、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の円滑な接続に関する取組について推進します。
地域子ども・子育て支援事業の推進	市町が地域の実情に応じて定めた市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業が着実に実施することができるよう支援していきます。なお、新たに創設された事業については、市町における実施状況をふまえて、必要な支援を行っていきます。
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	保育士等の確保については、三重県保育士・保育所支援センターを中心に据え、新たな保育人材の確保・保育士等の離職防止・潜在保育士の職場復帰に向けた取組を進めます。放課後児童支援員等の確保についても、放課後児童支援員認定資格研修等を毎年複数回実施することで、支援員等の確保を進めていきます。また、保育士等を対象にした人権保育研修や保育士等キャリアアップ研修等の各種研修を実施するとともに、放課後児童支援員等に対しても、資質向上研修を実施します。
教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	国の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」により、市町・事業者が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から報告される経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要情報を公表していきます。
専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施にあたっては、「健やか親子いきいきプランみえ」「三重県社会的養育推進計画」「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの計画に基づき、取組を進めます。
仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進	出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。